令和5年10月3日(火曜日)

議事日程 第1号

令和5年10月3日(火曜日)午後2時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13人)

1番 羽鳥光博君 2番 堀 越 真由子 君 3番 松本幸喜君 4番 新井賢次君 5番 小 林 一 幸 君 田 均 君 6番 月 7番 備前島 久仁子 君 8番 三 友 美惠子 君 9番 髙 橋 茂 樹 君 浅 見 武 志 君 10番 11番 宇津木 治 宣 君 12番 笠 原 則 孝 君 石 内 國 雄 君 13番

かままる *も*こ

欠席議員 なし

説明のため出席した者

 町
 長
 石
 川
 眞
 男
 君
 副
 町
 長
 萩
 原
 保
 宏
 君

 総
 務
 課
 長
 京
 席
 善
 彦
 君
 子ども育成課長
 今
 井
 理恵子
 君

事務局職員出席者

議会事務局長 関根伸行 局長補佐 萩原 穣

庶務係兼 重田智美

〇開会 · 開議

午後2時30分開会・開議

◇議長(石内國雄君) 着席願います。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年玉村町 議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

〇日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長(石内國雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、1番羽鳥光博議員、2番堀越 真由子議員の両名を指名いたします。

〇日程第2 会期の決定

◇議長(石内國雄君) 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、本日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

髙橋茂樹議会運営委員長。

〔議会運営委員長 髙橋茂樹君登壇〕

◇議会運営委員長(髙橋茂樹君) 令和5年玉村町議会第4回臨時会が開催されるに当たり、本日午後1時30分より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

町長から提案される議案は、和解及び損害賠償の額を定める議案の1件であります。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長(石内國雄君) 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

令和5年玉村町議会第4回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、 本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

〇日程第3 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

◇議長(石内國雄君) 日程第3、議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

____ <> ___

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長(石川眞男君) 議案第51号 和解及び損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、玉村町立第2保育所の庭に設置していた日よけ用テントが強風で飛ばされ、相手方住宅を 損傷させた事故の件について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、和解 及び損害賠償の額を定めるため議決を求めるものでございます。

事故発生時の状況ですが、令和5年7月18日午後2時10分頃、玉村町立第2保育所に設置していた日よけ用テントが、固定不十分だったために突然の強風で巻き上げられ、相手方住宅の屋根まで飛んでいき、住宅東側雨どいに引っかかるように落下して、雨どい及び外壁を損傷させてしまったものであります。

相手方に対しては、損傷した雨どい及び外壁の損害賠償金として36万6,014円を支払い、示談し和解するものであります。なお、この損害賠償額は、町が加入している保険で全額補填されます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長(石内國雄君) 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○字句等整理委任について

◇議長(石内國雄君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(石内國雄君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

〇閉 会

◇議長(石内國雄君) 以上をもちまして、本臨時会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして令和5年玉村町議会第4回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後2時36分閉会